要　望　書

平成２３年４月１０日執行の千葉県議会議員一般選挙（以下「一般選挙」という。）について、当委員会は、公職選挙法及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「統一地方選特例法」という。）の規定により、選挙の期日を同年４月１日に告示し、同日、千葉県内４５選挙区の立候補届出の受付を行い、浦安市選挙区（定数２人）においては、３名の立候補届出を受理しました。

しかし、法定受託事務である一般選挙の投開票事務を行うべき浦安市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）は、浦安市長が選挙事務に協力せず、投開票事務を行うことが困難な状況にあるとして、一般選挙の投開票事務を行いませんでした。

浦安市長は、選挙事務に協力しない理由として、以下の三点を挙げていました。

①災害復旧活動のため浦安市職員を投・開票事務に割く余裕がないこと
②安全が確認されていない施設や災害復旧活動に支障のある施設の貸し出しをすることができないこと
③有権者が適正な判断をできる状況になく、また候補者が十分な選挙活動を果たすことができる状況にはないこと

しかし、上記①乃至③については以下のとおりであり、一般選挙は執行できる状況にありました。

・上記①については、震災直後と比較するとライフラインの復旧も進み、今後も着実に復旧が進むことが見込まれるなか、選挙事務従事者を全く確保できないということは考えられず、それでもなお人数に不足があれば、県又は他市町村の応援を得ることにより必要な人数を確保できること
・上記②については、倒壊のおそれ等により全面的に立入禁止となっている投票所予定施設は見受けられず、使用を再開した施設もあり、仮に使用困難な施設があれば、代替施設への振替や統合などにより確保できること
・上記③については、ライフライン復旧の進捗により民心の安定が見込まれるとともに、選挙公報・ポスターの掲示・街頭演説など候補者の選挙運動も十分に可能であり、実際に選挙運動が行われていたこと

また、片山前総務大臣におかれては、職員を現地に派遣するなどして調査した結果も踏まえ、浦安市においては一般選挙の執行が可能であると判断され、平成２３年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第１条第１項の規定する選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として浦安市を指定されなかったところです。

このように、選挙が執行できる状況にあり、また、公職選挙法及び統一地方選特例法の規定により選挙を執行しなければならない状況にありながら、浦安市長は、その独自の判断により市選管の選挙事務に協力せず、これにより、市選管は、一般選挙の投開票事務を行うことができず、当委員会は、一般選挙の浦安市選挙区において当選人を得ることができませんでした。このため、当委員会は、平成２３年５月２２日に千葉県議会議員再選挙（浦安市選挙区）（以下「再選挙」という。）を執行しましたが、再選挙においては、一般選挙における候補者３名のうち１名が立候補を断念し、代わって新たな候補者１名が立候補することとなりました。

これは、浦安市の有権者の方々の選挙権、候補者の方々の被選挙権の侵害というべき由々しき事態であり、また、独立した合議制の行政委員会により公正・中立な選挙を執行するという選挙管理委員会制度の趣旨に反するものでもあり、二度とあってはならないものと考えます。

これに対し､現在の地方自治法及び公職選挙法は本件のような事態を想定しておらず、現行法では有効な対処ができなかったところであり、当委員会としては、今後、同様の事例を生じないようにするため、以下の課題点について十分検討のうえ、所要の措置を講じることが必要と思料いたします。

①地方公共団体の長に対して選挙事務へ協力させる方法について、実効性のある法的措置を講じることが可能かどうか
②地方公共団体の長の非協力があった場合、選挙管理委員会による法的な保全措置あるいは代替措置を講じることが可能かどうか

片山前総務大臣におかれては、本件を踏まえ、法整備を検討する必要があるとの認識を示しておられましたが、当委員会としても、貴職におかれまして以上の課題点を踏まえ引き続き法整備の検討を進められ、所要の措置を講じられますよう要望いたします。

平成２３年１０月２８日

総　務　大　臣　　川　端　　達　夫　　様

千葉県選挙管理委員会